



Title	13・14世紀モンゴル朝廷に赴いたチベット人をめぐって : チベット語典籍史料から見るモンゴル時代
Author(s)	山本, 明志
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2011, 45, p. 27-52
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/25120">https://hdl.handle.net/11094/25120</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 13・14世紀モンゴル朝廷に赴いた チベット人をめぐって

—— チベット語典籍史料から見るモンゴル時代 ——

山 本 明 志

キーワード：13・14世紀，チベット，入朝，チャクチ（侍従），聖旨

## はじめに

13・14世紀、モンゴル帝国の統治圏は東西に拡大し、各地域では様々な変化が起こった。チベットもその例外ではなく、なによりもモンゴルの影響下に入るという大きな変化を経験する。モンゴルは現在の青海省～四川省西部のドメー（mdo smad）、ドカム（mdo khams）、西藏自治区中央部のウー・ツァン（dbus gtsang）、同西部のガリー（mnga' ris）地区に宣慰使司等を設置し、チベット在地の勢力<sup>1)</sup>には、万戸長（khri dpon）等の称号を与えた。では、当該時代のチベット在地領主層は、モンゴル政権とどのような関係を結ぼうとしたのか。漢文史料には具体的な記述は乏しいが、チベット語で書かれた典籍史料には、モンゴル朝廷へ赴くチベット人の姿が記録されている。彼らは在地領主と深く関わる存在である。本稿の目的は、チベット語典籍を精査することから、13・14世紀においてチベット人が、どのような立場でモンゴル朝廷へ赴き、何をチベットにもたらしたのかを検討することにある。

さて、チベット語で書かれた文献は相当な量があり、近年その利用環境は益々良くなっている。歴史文献を成立年代順にまとめた Martin1997 を一見しただけでもその状況は了解されよう。しかし、このようなチベット

語典籍は、仏教史を描くことを目的として著されたものであり、我々が世俗の事象を検討しようとする、各書から断片的記載を拾い集めることになる。また、後の時代に編纂されたものは、前の時代に編纂された典籍を利用しているが、恣意的な加筆・誤り等も存在している。例えば同一事象を記す数種の漢籍史料とチベット語典籍史料を比較検討した中村 1993: 65-67 の研究により、当然の事ではあるが、我々はより古い史料に依拠すべきことが改めて明らかになっている。

そこで本稿は、13・14 世紀のチベット史研究において、これまでさかんに使われてきた 15 世紀中葉以降に成立した史料、すなわち『青史』(*deb ther sngon po*: 1476-1478 年成立 [以下同じ])、『新紅史』(*deb ther dmar po gsar ma*: 1538 年)、『賢者喜宴』(*mkhas pa'i dga' ston*: 1545-1564 年)、『五世ダライラマ王臣記』(*rdzogs ldan gzhon nu'i dga' ston*: 1643 年)、『パクサムジョンサン』(*dpag bsam ljon bzang*: 1748 年)といった典籍史料は利用せず、ひとまずそれ以前のものに限定する<sup>2)</sup>。つまり本稿が主たる検討対象とするのは『紅史』(略号 [以下同じ] DM: *deb ther dmar po*: 1346-1363 年)、『ヤルルンジョウオの仏教史』(YC: *yar lung jo bo'i chos 'byung*: 1376 年)、『漢藏史集』(GBYT: *rgya bod kyi yig tshang*: 1434 年)である。

### 第一節 「タクナゾンパの歴史」

まず GBYT: 400-419 に収録されている、「タクナゾンパの歴史 (以下 STAG)」と仮に題する文章の検討から始めたい。これは後述するポンチェン = ギェルワサンポ (*dpon chen rgyal ba bzang po*) の伝記が詳しく記されていることから、主にポンチェンに関する研究において利用されてきた [陳慶英 1992: 305-306 など]。ポンチェンとは、13・14 世紀の中央チベットにおいて、モンゴル政権と最も密接な関係を持ち、歴代帝師が輩出した

サキヤ派 (sa skya pa) において、聖俗の業務を管轄する長官である。陳得芝の研究では、中央チベットに設置された「烏思藏 (ウー・ツァン) 三路軍民万戸」、後の「烏思藏宣慰使」であるとされている [陳得芝 1984: 2001]。

STAG は「マサン (ma sang) が化身したタクナ = ゾンパ (stag sna rdzong pa: タクナ = ゾンの人) が現れた有様である」という文から始まる [GBYT: 400]。マサンとは、チベット人の祖先の一人として、各史書に現れる人名である。文章全体は、パクパ ('phags pa) の弟子の一人であるリンチェンツォンドゥー (rin chen brtson 'grus) 一族の歴史である。古代チベット帝国時代 (7～9世紀) から説き起こし、先祖が青海方面のカマロク (bka' ma log) と呼ばれる集団の系譜を引くことも述べられている。記述が詳しくなるのは、リンチェンツォンドゥーの時代からであり、彼から五世代にわたる人物の系譜が記されている。ここにはモンゴル朝廷へ赴いた者が複数含まれており、注目に値する。

さて STAG の内容は、五世ダライ = ラマ (1617-1682) 撰 blo gsal rgya mtsho grags pa rgyal mtshan dpal bzang po の伝記 (rnam thar) へと引き継がれたことが Petech によって指摘されている [Petech 1990: 93, n. 28]。この伝記の概要は Tucci 1949: 687, n. 106 で英訳されており、これまでもよく知られていた。王堯 1993: 244-246 はこの伝記に基づき、山東靈巖寺法旨碑<sup>3)</sup>の法旨発令者である国師コンチョクギェルツェン (dkon mchog rgyal mtshan) を、同伝記に見えるコンチョクギェルツェンに比定した。しかし、原典に近い史料はより古い GBYT であり、五世ダライ = ラマが編纂した伝記よりも、その記述は重視されるべきである。STAG には、都元帥クンガドルジェ (du dben sha kun dga' rdor je) の息子としてコンチョクギェルツェンが登場する [GBYT: 406]。しかし彼は「万戸長 (khri dpon)」の称号を有しているものの、「国師 (gu shri)」とはされていない<sup>4)</sup>。

STAG は、五世ダライ = ラマによる伝記より成立年代は早いものの、GBYT 以前の文献には、その祖形と考えられる文章は見出せない。ある特定の一族の歴史を記す氏族史とも言える文章は、GBYT には他に「シャル万户長一族の歴史 [363-371: cf. 沈衛榮 1988]」「ナムギェルリンパの歴史 [419-426]」などが収録されるが、これらも著者・典拠が不明である。おそらく GBYT の著者が収集した文献に依るのであろうが、成立時期も確定しがたい。

「はじめに」において、15 世紀中葉以降の典籍は検討から排除する方針を掲げたが、15 世紀前半の史料が史実を記しているかといえ、そうとも言いきれない。前述の中村淳が検討して問題を発見した後代のチベット語史料とは、まさにこの 1434 年成立の GBYT なのである。対応する記事がより古い文献に見える場合は比較検討が可能ではあるが、この STAG のように他史料には見えない孤立した記事は、直接的にそれ以前の史料と照合検討することはできない問題がある。

そこで、まず STAG に見えるモンゴル朝廷へ赴いた人物の記事を提示し、その入朝記事の特徴を抽出する。その上で、より古い文献に類似する記述を求めることで、STAG の記述の確からしさを担保することにした。

## 第二節 タクナゾンパー族と朝廷

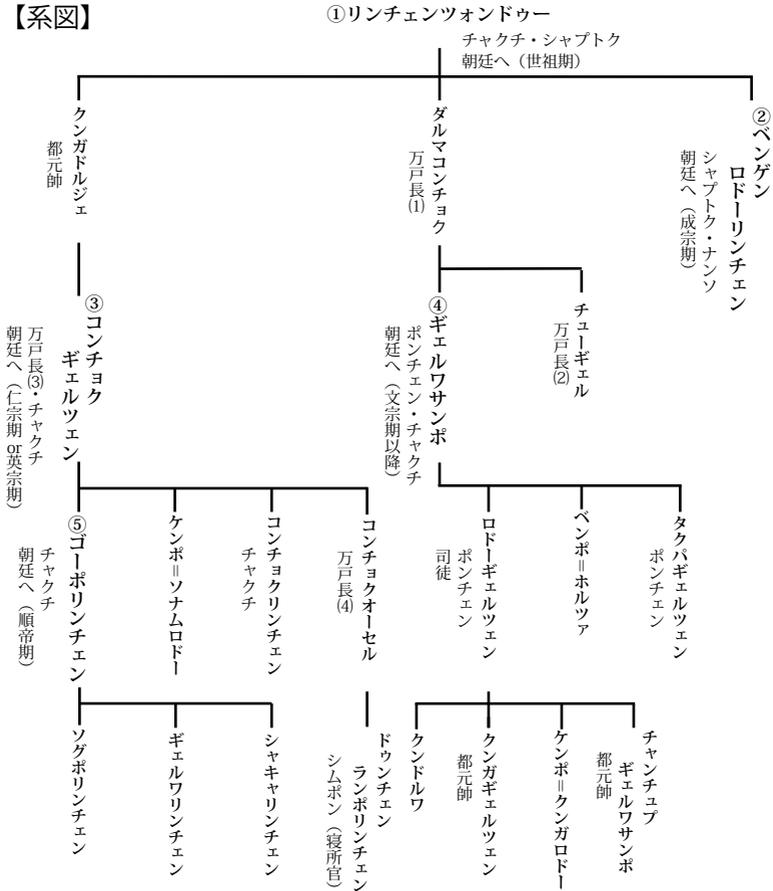
STAG には「モンゴル朝廷へ赴いた」とされる人物が四世代にわたって見出される。以下、時代順に検討する（【系図】も参照のこと）。

### ①リンチェンツォンドゥー (rin chen brtson 'grus)

彼はチベット帰還中のパクパと会い、ツァンのサキヤで学習した。そして、「ラマ = パクパの チャクチ (phag phyi)・シャプトク (zhabs tog) の中心を長くなさった」とされる [GBYT: 403]。このチャクチとシャプトクは、両者とも「侍従」「随従」の意味を持つ語である<sup>5)</sup>。また彼はサキヤとウーのディ

クン ('bri gung) の間で起こった紛争の際、上都の宮殿 (pho brang shang tho) に行き、朝廷 (gong) でサキヤ側の正当性を主張したとされ、この時ともに朝廷へ赴いたのは、ポンチェン = シャキヤサンポ (sha'kya bzang po) であったという [GBYT: 404; cf. 陳慶英 1992: 284, 294]。

【系図】



さて、まさにモンゴル時代の同時代に成立した DM、モンゴルの北帰後ほどなくして成立した YC、そして GBYT は、シャキヤサンポは 1244 年にサキヤパンディタ (sa skya paṇḍi ta) がコデンのもとへ赴く際、最初

のボンチェンに任ぜられたと記す [DM: 53; YC: 174; GBYT: 357]。しかし歴代ボンチェンの事跡を述べる箇所では、三史料ともにシャキヤサンポは、パクパの死（1280年）の前に亡くなったとしている [DM: 53; YC: 175; GBYT: 358]。またサキヤとディクンの衝突は、パクパの死後、1285年から1290年にかけて起こった。この時のボンチェンはシヨンワン (gzhon dbang)・チャンドル (byang rdor)・アクレン (a glen) であったことは諸史料で一致している [DM: 53-54; YC: 175 (原注参照); GBYT: 360]。アクレンについて、YCは「このボンチェンは中国 (rgya yul) へ行った」[YC: 175-176] といい、GBYTは「中国へ赴き、アユバルパタ＝ブイェンドウ＝カアン (a yu par pa ta bu yan du rgyal po = 仁宗アユルバルワダ) にお目にかかり、一族子々孫々をヤドク万戸長 (ya 'brog khri dpon) とする善い聖旨 (lung) を得た」[GBYT: 361; 陳慶英 1992: 302-303] という<sup>6)</sup>。

以上より、少なくとも1285年以降のサキヤ・ディクン紛争時に入朝したボンチェンはSTAGのいうシャキヤサンポではなく、アクレンであることは動かない<sup>7)</sup>。また、紛争終結時（1290年）のカアンはクビライであり、アクレンが入朝してアユルバルワダから聖旨をもらったというGBYTの記述には、何らかの混乱があると言わざるを得ない<sup>8)</sup>。アクレンがクビライから聖旨を拝領し、アユルバルワダ時代に再度入朝して聖旨を得た、といった可能性も考えられるが、現段階ではGBYTの記述を裏付けることは難しい。ただ、より古いYCの記述があることから、クビライ期のアクレンの入朝は認めて良からう。また、入朝時に万戸長世襲認可の聖旨を拝領したという記事そのものが非常に興味深い。

さて、リンチェンツォンドゥーはチベット帰還後、ラマ<sup>9)</sup> から褒美として幾つかの荘園 (gzhis kha)<sup>10)</sup> を賜り、また鎮西武靖王チューペル (chos dpal: 搆思班) がチベットに來た時に接待し、領地安堵の令旨 (lung ji)<sup>11)</sup> を得たという。チューペルの名は、『元史』においては徳十 (1306) 年

が初出で、至順二（1331）年にまでおよぶ<sup>12)</sup>。パクパの弟子であるリンチェンツォンドゥーが14世紀初頭まで生存していたとしても、年代上無理はなく、令旨拝領の記事も何らかの事実を反映しているものと思われる。

②ベンゲンロドーリンチェン (ban rgan blo gros rin chen)

この人物は、「サキヤのシャプトクとナンソ (nang so) の中心<sup>13)</sup> となり、サンポベル (bzang po dpal) のおみ足に敬礼し」、また大都の宮殿 (rta'i tu'i pho brang) に行き、ラマ<sup>14)</sup> の恩徳で成宗テムルから「ラゴードウンツェからタンラユムツォ<sup>15)</sup> までは、ロドーリンチェンが後継者ととにも取れ」という聖旨 ('ja' sa)<sup>16)</sup> を賜ったとされる [GBYT: 406]。

DMはサンポベルが、サキヤ寺内の居館であるラカン (lha khang) に12年間、シトク (bzhi thog) に15年間住み、1323年に亡くなったというから [DM: 49]、彼がテムル時代にサキヤにいたことは確実である。それゆえ、サンポベルに仕えたロドーリンチェンが、テムルから領地安堵の聖旨を得たというSTAGの記述に時代的な矛盾はない。しかし彼がどのような手段・理由で朝廷に赴いたのかは記されていない。また彼自身の子についての記載も無く、おそらくこの系統は断絶したものである。

③コンチョクギェルツェン (dkon mchog rgyal mtshan)

この人物は、②の弟クンガドルジェの息子である。もう一人の弟ダルマコンチョクは万戸長とされ、その息子チューギェル (chos rgyal) が万戸長職を継承する。ところが、チューギェルには子が無かったため、コンチョクギェルツェンが万戸長となった<sup>17)</sup> [GBYT: 406-407]。

彼は、「大ラマ=クンロのチャクチとして朝廷にいらっしゃった」[GBYT: 407] とされる。大ラマ=クンロとは、第8代帝師クンガロドーギェルツェンベルサンポ (kun dga' blo gros rgyal mtshan dpal bzang po) のことである。この帝師は、稲葉正就によれば1315年に帝師に就任、1322年に一度チベットに戻り、再度朝廷へ赴いた後1327年に亡くなっている [稲葉

1965: 135-139]。帝師とともに、チャクチとして朝廷へ赴いたならば、出発は1315年帝師就任の直前か、チベットへ一時帰還した1322年ごろの二者が考えられる。なお万戸長の職は、その長男コンチョクオーセル (dkon mchog 'od zer) が継承している。

④ギエルワサンポ (rgyal ba bzang po)

STAGでは、彼はボンチェン=ギエルワサンポと称される。この一族の中では、唯一漢籍史料にその名が現れ、特にボンチェンやチベットにおける宣慰使の研究においては、必ず言及される人物である [Tucci1949: 33; 陳得芝 1984: 111; 陳慶英 1992: 305-307 など]<sup>18)</sup>。

ギエルワサンポは「帝師クンギエルワのおみ足に頂礼し、文書を管轄し、朝廷にチャクチとしていらっしゃった」[GBYT: 408]とされる。帝師クンギエルワは、第11代帝師クンガギエルツェンペルサンポ (kun dga' rgyal mtshan dpal bzang po) であろう。稲葉によると、この人物は文宗・寧宗・順帝の三代において帝師であった [稲葉 1965: 145-149]。この帝師の招請については『元史』卷35、至順二(1331)年十二月辛酉の條 [中華書局点校本: 794] に記事があり [稲葉 1965: 146]、ギエルワサンポの入朝時期は、この時点か、あるいはこれ以降ということになる。

またSTAGは、ギエルワサンポは「まず元帥の称号を、そしてウー・ツァンのボンチェンを得た」といい、さらに彼は宣政院でも地位を得て<sup>19)</sup>、「前後あわせて18年ばかり朝廷にいらっしゃった」とされる [GBYT: 409]。また、シャン (shangs) に所領をみとめる聖旨 (lung) を賜り、寺院を建て、チベット仏教史においては大変有名なシャル (zha lu) のプトン (bu ston) を迎えて、開寺供養をしたという [GBYT: 409-410]。

⑤ゴーポリンチェン (rgod po rin chen)

この人物は③の四男にあたる。彼は「18歳の時に、大ラマのチャクチとして、朝廷にいらっしゃった」とされ、「トゴンテムル=カアンが、一

品の官員である行宣政院の副使の称号と印をもって、『ベンゲンロードーリンチェンの時、賜った農牧民を統治することなどは、ゴーポリンチェン副使の後継者も、ともに掌握せよ』という聖旨（lung）を賜った」とされる [GBYT: 413]。つまり、②ベンゲンロードーリンチェンが得た領有権は、ここでゴーポリンチェンの系統に変更されたと見られる。また、ここでは「称号・印・聖旨」がセットで授与されていることも見逃せない。この三点が揃っていることが、権力行使の上では重要であったと考えられる。

さて、ここまでSTAGに描かれる一族のうち、朝廷へ赴いた者を検討してきた。以上の入朝者から見出されるのは、i) ラマのチャクチとして朝廷へ赴く、ii) 朝廷で領地安堵の聖旨を得る、という特徴である<sup>20)</sup>。①～⑤の人物の入朝については、他史料から直接裏付けることはできず、すべてを歴史的事実と即断することは難しい。しかし入朝におけるこの二つの特徴は、この時代について記述するより古い典籍にも見られる。次節以下では特に i・ii の特徴を中心に考えてみたい。

### 第三節 「チャクチ」として朝廷へ赴くこと

STAGに見える一族のうち、「チャクチ」として朝廷へ赴いたのは、③④⑤の3人であり、①も「チャクチ」であったことは述べられていた。では、何故彼らは「チャクチとして朝廷へ赴いた」と書かれるのだろうか。もちろん、本当にチャクチとして朝廷へ赴いたからこそ、そのように書かれたと判断することもできる。しかし、それを直接証明する並行史料はない。

では、チャクチとして朝廷へ赴くことに利点はあったのだろうか。朝廷から招請される帝師などの高僧は、モンゴル政府の公的交通機関である駅伝を利用することができた [cf. 山本 2008; 中村 2010: 51, n. 51]。チベット人僧に対する駅伝利用許可の問題については、時期的な変遷を含めて改め

て論じる予定ではあるが、例えば、次のような規定がある。

至大四（1311）年十月二十三日：又た奏すらく、監察の呈に説えらく、「各駅の往来せる西番の僧人尚お多し。伏して望むらくは、站戸を憐憫し、宣政院及び西番の官府をして、凡そ此の往来せる者は、研究分揀し、果して徳行有る僧人なれば則ち来さしめ、餘は禁止し、馬上の囊橐は、過重せしむること母らんことを。鋪馬の力を省惜すれば、誠に便益為らん」と。聖旨を奉じ準す〔『永楽大典』卷 19420『経世大典』站赤 5; 同内容の直訳体の文は同卷 19425『成憲綱要』「西僧船馬」〕。

ここでは、駅伝を利用するチベット人僧が多いことが問題にされているが、注目すべきは「宣政院と西番の官府」が、立派な行いの有る僧を選んで、駅伝を利用して朝廷へ来させることができる、とされている点である。つまりチベット人僧の駅伝利用に関しては、宣政院とチベット在地の官衙（具体的には宣慰使司都元帥府であろう）が、その許可を出す権限を有することになったのである<sup>21)</sup>。帝師や帝師候補者、またそれ以外の高僧がチベットと朝廷の間を往来する際、少なくとも至大四年十月二十三日以降は、宣政院やチベット在地の官衙が駅伝利用の許可を出していた。そうすると、そのお供であるチャクチも一緒に駅伝の利用が許可されたことは十分に考えられる。駅伝を利用できるということは、各駅に設置されている鋪馬・宿泊地・食事の提供を受けられることを意味する。いわば公務出張の体裁をとる事ができるのであり、その利便性はきわめて高い。

さて DM には帝師ではないが、高僧として有名なカルマ派三世トゥルク (sprul sku: 化身) = ランジュンドルジェ (rang byung rdo rje) と、四世トゥルク = ロルペードルジェ (rol paï rdo rje) がカアン<sup>22)</sup>の招請をうけ、朝廷に赴いた詳細な記事が残されている。このカルマ派に関する記述は、稲葉・佐藤が利用したシッキム本には収録されておらず、1981年に民族

出版社から出版された活字本において、初めて知られるようになったものである<sup>22)</sup> [若松 1988]。三世については陳慶英 1988 の検討があるが、ここでは四世トウルクについての記録を見てみよう。

ブタの年2月6日に、ギャカ (rgya ga) にいらっしやった。王子サ  
ンタシュリ (rgyal bu sang gra shri) がお迎えになり、8日にカチュ (ga  
chu)<sup>23)</sup> にいらっしやった。タルマ=チン王 (rta rma tsing  
dbang)<sup>24)</sup> によって、ソヤ=オールド (ur rdo so ya) に2日いらっしや  
った。(中略) カチュに8日いらっしやり、山中の寺院で、王子チュー  
ペル (rgyal bu chos dpal) がおつくりになったものに近い宿营地  
(sgar) においでになった。以前に混乱があり、すべての駅 (‘ja’  
mo) が断たれたので、朝廷への道に出発したとしても、いらっしや  
れば、途中で断たれていることがわかるので、いらっしやらず、6ヶ  
月間、それらの場所にいらっしやった。主従 (sku ‘khor)<sup>25)</sup> 500人  
ばかりがいらっしやり、行院 (hing dben) の官員が (食料などを?)  
供給した [DM: 115]。

冒頭のブタの年は、18世紀に編纂された KARMA に依った  
Richardson1958: 146-147 は 1359年 (至正19年己亥)<sup>26)</sup> であるとする。  
DM の前後の文脈から考えても、この年代比定に問題は無い。DM の成立  
は 1363年ごろであり、これはほぼ同時代の記録として評価できる<sup>27)</sup>。

ロールペードルジェの朝廷への行程については、引用したように日付も附  
されており、非常に興味深い。また、駅 (‘ja’ mo) についての言及も見られ、  
彼らが駅伝ルートを利用していたことは間違いない。ただし上記のように、  
この一行は 500人もの大所帯であり、各駅で全員分の食料と鋪馬を支給す  
ることは困難であっただろう。カチュ付近では、「王子サンタシュリ」「タ  
ルマ=チン王」といったモンゴル皇族と見られる人物たちが一行を迎え、

宿営地に招いている。それゆえ在地のモンゴル皇族たちが宿泊地・食料を提供した可能性もある。中略部分では、ロルペードルジェが灌頂を行っている記事もあり、当地のモンゴル皇族たちのための仏教儀礼も行われたと考えられる [cf. 山本 2008: 109-110]。

さて、この一行は大都で順帝トゴンテムルの歓迎を受け、「チャクチの年配の善智識 (dge bshes rgan pa) 8 人に緞子 (gos) をそれぞれ 1 匹、ほかの多くの人に縵子 (dar) 30 匹を賜り、170 人に賜らせた」[DM: 119] とみえる。お供をした多くの者は、賞賜に与っていることが注目される。

また、ここからは、ロルペードルジェのお供には「チャクチ」と呼ばれる者と、それ以外の者がいたこともわかる。前節では、サキヤ派の帝師・帝師候補者のチャクチとして朝廷へ赴いた者の例を挙げたが、カルマ派のラマのお供にもチャクチと呼ばれる者がいるのである。ここでは、チャクチはサキヤ派の何らかの役職を示す名称ではなく、一般名詞である可能性が高いことを付言しておきたい。

ともあれ、チャクチとして朝廷へ赴く例が GBYT よりも古い DM にも見られることは示し得た。またチャクチなど、お供として入朝すれば、駅伝を利用できるので、移動においては圧倒的に経済的で、かつ安全であること、さらに賞賜に与る可能性が大きいことが利点として指摘できる。

#### 第四節 YC に見えるチャクチの例と特許状

現在利用できるチベット語典籍史料のうち、13・14 世紀のことを記す、より古い典籍として YC が挙げられる。DM では、後に加筆されたと思われる原注部分で YC を利用していることは知られていたが [DM: 31; 稲葉・佐藤 1964: 81, 87, n. 135]、YC のテキスト自体は 1988 年 3 月に四川民族出版社から刊行され、広く利用できるようになった [Martin 1997: 61-62]。

YC 中の「チャクチ」の用例は管見の限り四例である。a) パクパは 10

歳の時、サキヤ=パンディタのチャクチとして涼州 (byang ngos)<sup>28)</sup> に行った [YC: 154]。b) パクパの弟チャクナドルジェ (phyag na rdo rje) はサキヤ=パンディタのチャクチとして涼州に、またパクパのチャクチとして中国に行った [YC: 156]。c) 後の第5代帝師タクパオーセル (grags pa 'od zer) は、第3代帝師となるダルマバラ (dharma pha la) のチャクチとして朝廷へ行った [YC: 173]。以上の三例については、DMにも対応する記事が有り [DM: a)48: b)48: c)52]、GBYTも基本的にそれを継承している [GBYT: a)325: b)330: c)354]。ただしb)については、後半の「パクパのチャクチとして中国に行った」という部分は、DM・GBYTともに載せていない<sup>29)</sup>。

ここで注目したいのは最後の一例である。

(ジョウオ=シャキヤタシーの) その息子であるガダク=タクパリンチェン (mnga' bdag grags pa rin chen) は若くして出家し、ラマ=ギェルワリンポチェ (rgyal ba rin po che) の御側弟子 (nye gnas) を五年なさり、法の教えが完成するよう願った。後にパクパ ('gro mgon chos kyi rgyal po) に拝謁し、三タントラの口訣を身につけることを願い、御側弟子 (nye gnas) をして、中国にチャクチとしていらっした。セチェン=カアン (se chen rgyal po =クビライ=カアン) に拝謁し、自身の属民を統治する聖旨 (lung) を受けた [YC: 77]。

また、この記事のより簡略な文章はGSM: 248に、「(ジョウオ=シャキヤタシーの) 次男であるガダク=タクパリンチェンは、パクパ ('gro mgon 'phags pa) のチャクチ (chag phyi)<sup>30)</sup> として中国に行った。セチェン=カアンの聖旨を受けて、(後略)」とある。この箇所は、YCの方がGSMよりも詳細であり、一見GSMはYCを省略して記載したかのように見える。YCの成立は1376年である。GSMの成立は1368年説が優勢だが

[Martin1997: 60-61]、当該箇所は GSM が YC の記述を継承したようにおもわれる。

GSM は、この一族の記事の最後に、ラツン=ツルティムサンポ (lhasun tshul khriims bzang po) 著の *rgyal rabs* という書物により詳しい記述があることを紹介している。これは *rgyal rabs deb ther chen mo* という、書名のみ伝わっているものである [Sørensen1994: 480, n. 1838]。ツルティムサンポは、上引史料でチャクチとして中国に行ったとされるタクパリンチェンの三男であり [YC: 77-78; GSM: 248]<sup>31)</sup>、ツルティムサンポは自分の父の事跡も含めた書を残し、それが GSM に継承されたと考えられる。

また、YC の著者ヤルルンジョウオ=シャキヤリンチェンデも、ツルティムサンポの一族とされており [Martin1997: 61]、GSM と同様にツルティムサンポの書に基づき、上引の記述を行ったと考えられる<sup>32)</sup>。つまり祖本はツルティムサンポの書であり、YC と GSM はそれに依った、あるいは GSM は YC に依った可能性がある、とまとめることができるだろう。

さて上引の記事では、「チャクチとして朝廷へ赴き、カアンから領地安堵の聖旨を賜る」ことが記されていた。これは第二節の STAG の検討から見出された、入朝者の i・ii の特徴を兼ね備えているといえる。つまり i・ii の特徴を持つ入朝者は、STAG を収録する GBYT よりも古い、14 世紀に成立したチベット語典籍史料中にも存在するのである。

また、これが YC 著者自身の一族に関わる記事中に見えることも重要であろう。「チャクチとして朝廷へ赴き、カアンから領地安堵の聖旨を賜った」と記述する事自体にはどのような意味があったのだろうか。ツルティムサンポや YC の著者が、自身の著作が誰に読まれることを想定していたのかを正確に読み解く手立ては無いが、結果的に GSM の著者はこの記事を引き写している。この記述が GSM の著者のみに向けられていたと考えるのは不自然であり、不特定多数のチベット人識字層を読者として想定し

ていたのではないだろうか。ならば、この記述自体はチベット社会に対して自身一族の領地保有の正当性をアピールしているものともいえる。また聖旨の現物がなければ、このように主張することもできなかったであろう。

では当該時代のチベットにおいて、「領地安堵の聖旨」は実際にどのように機能していたのか。次節ではこの問題について検討してみたい。

## 第五節 パクモドゥパと領地安堵特許状

チベットにおける仏教伝播、教えの継承関係の記述に重点を置く典籍が多数を占める中、パクモドゥ (phag mo gru) 万戸長のチャンチュプギェルツェン (byang chub rgyal mtshan) の自伝 (RP) は特異である。成立は14世紀末頃と見られており、史料価値は高い。世俗に関わる記事が極めて多く、注目に値するが、自伝というスタイルをとっているため、自己に不都合なことは省かれ、都合のよいことは潤色されている可能性もある。

さて、RPにはチャンチュプギェルツェンが入手した聖旨を始めとする特許状が、領地紛争が起こったとき、その領有証明として機能した例が見える。チャンチュプギェルツェンは万戸長就任後、近隣の領主との衝突を繰り返すが、調停者として高僧やモンゴルの官員が間に入ったようだ。司徒ダルマギェルツェン (si tu dar ma rgyal mtshan) ・ドルジェチャム副使 (rdo rje lcam hu shri) ・エセンボカ知院 (e sen bho kha tshe dben) が、チャンチュプとヤサン (g-ya' bzang) 万戸との間で生じた領地問題に関して、チャンチュプから訴えを聞く場面が次のものである。

それから司徒はガリー (西部チベット) からお戻りになった。(チャンチュプは) ヤルルンにお迎えし、ナムギェルで司徒の御前に、セチェン (クビライ) カアンの聖旨 ('ja' sa) をはじめとして、聖旨 ('ja' sa) ・令旨 (ling ji) ・命令書 (bka' shog) ・劄付 (ca hu) ・文書類 (yig

rigs gtan khra spyan gzigs: 中文訳は「封地文書」)をささげて、お目にかかると、司徒ワラン (si tu dba' lang)・巡使 (zon shri)・訳師 (yig shri)<sup>33)</sup> たちは驚いて、「このような素晴らしい聖旨 ('ja' sa)・文書類があるならば、論争することは何かあろうか。(ヤサン万戸)はテルラ以内を(チャンチュブに)引き渡すべきである」と言った [RP: 166]<sup>34)</sup>。

「テルラ」以内の土地はヤサン万戸によって占有されているが、チャンチュブはその領有権をパクモドゥに認めた以前の聖旨を、モンゴルの官員たちに証拠として示している点がここでは注目される。証拠の文書には、聖旨以外にも、令旨や符付なども含まれている。こうした文書そのものが紛争時に有効であったことが、上引の記述から理解できる。カアン等が発給した公文書類をチベットの在地勢力は大切に保管して、問題が発生した際に備えていたのであろう。現在、中村淳によってリスト化されている法旨等のシャル文書も [中村 2005b]、それが現在まで保存されていた背景に、このような「特許状が有効な社会」を想定すべきだろう<sup>35)</sup>。

さて上引の RP で、チャンチュブギェルツェンは、「クビライの聖旨」を取り出している。また、第四節で検討した YC においても、タクパリンチェンが「クビライの聖旨」を受領した記述があった。先行研究では、モンゴル時代において、新しい特許状を入手した際は、それ以前の同内容の特許状は回収されることが指摘され [船田 2005a: 54-55; 船田 2005b: 88-89, 97]、また、発給者が死去・失脚すると以前の特許状は失効し、新たに発給を受ける必要がある、とされている [松井 2008: 17]。この状況に照らせば、RP や YC に見える「クビライの聖旨」は、クビライの死後は無効であるはずである。あるいは、これらの「クビライの聖旨」は、その死後にまで効力を及ぼすような内容であった可能性がある。

また、カアンの交替に伴う内紛があった時期においては、入朝して特許状の再発給を受けること自体、チベットの在地勢力にとっては困難なことであっただろう。しかしSTAGで見た一族は、クビライ時代から順帝トゴンテムルの時代まで、五人もの入朝者を出していた。これらは、カアンの交替に伴う特許状の更新が可能だった時期の例として捉えるべきものかもしれない。

### おわりに

本稿では、GBYT「タクナゾンパの歴史」を手がかりに、チベットからモンゴル朝廷へ赴く者は、i) ラマのチャクチとして朝廷へ赴く、ii) 朝廷で領地安堵の聖旨を得る、という二つの特徴を持つことを見出した。その上で、この二つの特徴は、より当該時代に近い史料であるDM・YCなどにも類例が見出せることを明らかにした。また、在地領主層が入手したカアン等が発給した文書は、当時のチベット社会において、紛争解決の際に有効に利用されていたことも指摘した。

13・14世紀において、チベット人僧はモンゴル皇族の崇仏需要に応えるため、駅伝を利用して中国とチベットの間を往来していた[山本2008]。一方、チベット在地の領主層は、モンゴル皇族の発給する文書を求めて、入朝を目論んでいたと考えられる。本稿で扱った領主は、中央チベットのツェン(STAGのタクナゾンパー族)・ウー(YCのタクパリンチェン)の者であったが、この状況はドカム・ドメーにおいても同様であったと推測される。関連する史料は少ないものの、これらの地域についても視野に入れて考えていく必要があるだろう。

## 註

- 1) この時代のチベットでは、僧院を中心にいくつかの氏族集団が割拠していた。ツァンではサキヤ (sa skya)、ウーではディクン ('bri gung) やパクモドゥ (phag mo gru)、といった勢力が有力であった。
- 2) 例えば乙坂 1986: 74 も当該時代に入朝したチベット人について述べるが、根拠となる史料は後代のもも混在している。史料状況が好転している、より古い史料に基づいて慎重に考証する段階に来ていると思われる。
- 3) 同碑について、現在最良の訳注研究は中村 2005a である。
- 4) それよりも、Tucci1949: 687, n. 106 で国師として紹介されているのは、コンチョクギェルツェンではなくゴーポリンチェン (rgod po rin chen) であり、さらに Tucci は "Hu shri (ie. Gushri, Kuoshih)" としている。つまりチベット文字で hu shri と書かれるものを「国師」と判断したのである。一方 STAG では、ゴーポリンチェンは hing son jing dben gyi hu shri [GBYT: 413] という称号を持っているとされるが、これは「行宣政院の副使」と考えられる。以上より、王堯の考証は現段階では無理があると言える。
- 5) 張怡蓀：主編『藏漢大辞典』民族出版社、1993年では、チャクチ (phyag phyi) は「(1) 随従、僕人 (2) 追隨者、隨行者」、シャプトク (zhabs tog) は「(1) 侍候、承侍 (2) 礼物」の意味が与えられている。Jäschke, H. A., *A Tibetan-English Dictionary*, London, 1881 (rep. Kyoto, 1993) は、前者は「attendant, man-servant」、後者は zhabs tog pa の形で「servant, regularly employed in monasteries, by Lamas etc., an official」とする。  
 phyag は「手」の敬語形で、また名詞を敬語化する前綴りでもある。phyi は内外の「外」や「うしろ」の意味がある。つまりチャクチは、ラマの「御手」の「うしろ」に従う「侍従」の意味が想定できる。また zhabs は「脚」の敬語形で、やはり名詞を敬語化する前綴りでもある。tog は「頂」。ラマの「御脚」を「頂く」ことから、「侍従」の意味が生れたのではなかろうか。  
 チャクチ・シャプトクは、ともに高貴なラマのおそば仕えをする者を指す語である。具体的職掌は不明であるが、前者は移動するラマに従う者、後者は僧院内で仕える者と区別できるかもしれない。
- 6) DM にはアクレンが入朝した記事は見えない。
- 7) ディクンの乱の時点で、シャキヤサンポは既に死亡しているにもかかわらず、STAG のこの記事は批判されずに利用されてきた [陳慶英 1992: 294; 陳得芝 2001: 302]。あるいは 1285 年以前に、同様の争いがあったと考えているのかもしれない。しかし YC・DM ともに、シャキヤサンポの入朝の事実は伝えておらず、STAG はアクレンの事跡と混同している可能性がある。

- 8) 陳得芝 1984: 111 は、シャル文書第2篇「1295年(成宗元貞元年)タクパオーセル法旨」に宣慰司の官員として名が見えるアクレンを、このポンチェン=アクレンに比定し、ウー・ツァン宣慰使がポンチェンである論拠の一つとする。ディクンの乱終結時の1290年からそれほど離れておらず、紛争に関わってアクレンが入朝したという諸史料の記述も穏当であると判断できる。また、陳得芝が同様にポンチェン=宣慰使と考える論拠の一つ、シャル文書第5篇「1316年(仁宗延祐三年)クンガロドーギェルツェンベルサンボ法旨」に見える、ポンチェン=オーセルセンゲは、アクレンよりも4代後のポンチェンで、仁宗即位(1311年)から6年間で4人のポンチェンが交替したとするのは、やや無理があり、アクレンがポンチェンとして仁宗から聖旨を拝領したという事は、現段階では事実として認めがたい。
- 9) ここで「ラマ」と言われる人物が誰なのかは、現段階では判断しがたい。
- 10) シカ(gzhis kha)を「莊園」と訳すのは、佐藤 1963: 98 に依る。
- 11) 令旨はチベット語では、法旨と同じくgtamと書かれるが、STAGの当箇所ではlung jiという漢語の音写の形を採用している。GBYT編纂時に何らかの変更を受けた可能性もあるが、詳細は不明。
- 12) 『元史』巻21、大徳十年二月戊辰の條[中華書局点校本: 468]、同巻35、至順二年四月壬戌の條[中華書局点校本: 783]参照。
- 13) zhabs tog nang so'i mthil「シャプトク・ナンソの中心」。父(①)が「チャクチ・シャプトクの中心」とされたのとは異なるが、これらがサキヤにおいて重要な役職であったことは想定できる。「ナンソ」は、「内務官」と訳されることもあり、徴税にも関与していたようだ[GBYT: 376]。
- 14) サンボベルは数年間江南で暮らし、テムル時代初頭にチベットへ戻った。あるいは、この人物の入朝とサンボベルのチベットへの帰還は関連するのかもしれない。陳慶英 1992: 306 はサンボベルのおかげで聖旨を得たとする。この「ラマ」をサンボベルと解したのであろう。しかし朝廷には帝師もおり、「ラマ」が帝師である可能性も否定できない。
- 15) ラゴードウンツェ・タンラユムツォ両地名ともどこかは不明。
- 16) チベット語典籍中で聖旨(Mon. jarliy)は、チベット語lungと、モンゴル語ジャサクjasaqのチベット文字表記'ja' saの二通りの書き方が見られる。しかしジャサクは、「違反者に対する制裁・懲罰を伴う、という抽象的な概念」とチョクト 2010: 48 はまとめており、『元典章』においても死刑を暗示する用例が多い(典章二十、戸部六、偽鈔「造偽鈔似不似同斷」など)。それゆえ聖旨を'ja' saと訳すのは、本来の語義から離れており、ある意味誤りとも言える。しかし聖旨を'ja' saとチベット文字で表記する習慣は残るようであ

り、15世紀の『西番館訳語』雑字、文史門では、'ja' sa に対して「勅書」の訳が与えられている [西田 1970: 96]。lung と 'ja' sa の書き分け規則は現段階では不明だが、本稿では原綴りを示しつつ、「聖旨」と訳す。

- 17) 彼らがどこの地域の万戸長であったかは、問題である。ダルマコンチョク達の事跡中には「チャンの万戸長」の名が頻見されるが、チャン (byang) は「北」の意味であり、これは万戸の固有名なのか、通称であるのかは判然としない。一方、後掲のギェルワサンポは、シャンに領地を認められており、この一族の領地がツァンのシャン河流域にあったことが推測できる。
- 18) 『元史』巻 34、至順元 (1330) 年二月乙酉の條に「西僧加瓦藏ト・薩八兒監藏を以て並な烏思藏土蕃等処宣慰使都元帥と為す」[中華書局点校本: 750] とあり、この加瓦藏トがギェルワサンポに比定されている。
- 19) 「宣政院の根本の長官 li shang を三回なさった」と STAG は述べる。li shang を GBYT 中文訳: 222 は「利貞庫」と訳す。確かに『元史』巻 87、百官志三、宣政院の條に「上都利貞庫」があり、「秩従七品、提領一員、副使一員、飲膳・好事・金銀諸物を掌る。元貞元年置く」[中華書局点校本: 2194] と見える。ただし、「根本の長官」と「利貞庫」の関係は明確ではなく、li shang の指すものは現段階では不明とせざるを得ない。
- 20) 「ナムギェルリンパの歴史」など STAG 以外の GBYT の氏族史の記述も合わせて考えると、ある特定一族が代々入朝者を出していることも特徴として捉えることができる。この問題は今後の検討課題とする。
- 21) 党宝海 2006: 243 は、チベット人僧の鋪馬への荷物過積載の問題を論じる際に、本史料に言及する。
- 22) より詳細で広範囲にわたるカルマ派の歴史については、1775 年に編纂された KARMA があり、1972 年に影印出版されている。しかし編纂年代は新しく、当該時代の記述については、より古い DM に依るべきである。
- 23) 「カチュ (ga chu)」という地名は、西平王アウルクチの子孫の拠点に関わる文脈で、YC: 86、GBYT: 267 に見え、DM の本箇所用例も同様の性格を持つ。ga chu を YC 中文訳: 49 は「囑曲」と音写するに止めるが、GBYT 中文訳: 144 と DM 中文訳: 100 は「河州」と訳す。西平王府所在地については、青海省互助県松多に比定した仁慶扎西 1986 の説があったが、張雲 1998: 28-30 はこの DM の記事の ga chu を河州と解釈し、王府は河州にあったとした。筆者も山本 2009: 12, n. 4 で、『西番館訳語』により、ga chu を「河州」に比定した [cf. 西田 1970: 109]。しかし、これは 15 世紀における表記に依るものであり、時代的に問題もある。また、パクパの事跡に関わる記述中で GBYT: 326 に he ce'u という地名が現れるが、GBYT 中文訳: 180 はこちら

- も「河州」と訳している。音の上では、he ce'u = 河州の方が穏当であろう。さてチベット語 chu は「河」を意味するが、佐藤 1978: 381 は黄河に注ぐカチュ (rka chu) に言及し、これが 1973 年の中華人民共和国地図で「囑曲」と表記されていることを示す。現在の四川省若爾蓋県唐克郷で北流しつつ黄河に流れ込む白河がそれにあたる。もし、この河の流域が ga chu ならば、河州よりもかなり南にずれることになる。14 世紀における ga chu の地理比定については、根拠となる決定的史料は現段階では無く、本稿ではひとまず「カチュ」とするに止める。
- 24) tsing dbang を DM 中文訳: 101 は「靖王」とする。鎮西武靖王の省略形か [cf. 張雲 1998: 29]。
- 25) sku は「身体」の敬語形で、ここでは「主人」。'khor は動詞 'khor ba 「回る、集まる」から派生した名詞で「眷属、取り巻き、お付きの者」の意。
- 26) 張雲 1998: 29 はこの「ブタ年」を 1335 年としているが、ロルペードルジェが生れたのは 1340 年であり、誤りである。なお、ゲルク派開祖として有名なツォンカパ (tsong kha pa: 1357-1419) は 3 歳の時にロルペードルジェから在家戒を受けたとされるが [cf. 石濱・福田 2008: 28-29]、それはロルペードルジェがカチュ付近で足止めをくらっている当該時期の事と考えられる。
- 27) DM はカギュー派 (bka' brgyud pa) の支派であるツェル派 (tshal pa) のクンダドルジェ (kun dga' rdo rje) により執筆された [稲葉・佐藤 1964: 9]。著者は、同じカギュー派の支派であるカルマ派の史料も入手しやすかったであろうし、カルマ派についての記述も好意的かつ詳細に書かれたであろう事は、容易に想像できる。逆に、非カギュー派系の著者の手による YC や GBYT には、カルマ派の記述はほとんど見えない。YC は奥書に、カギュー派の信じられる文章を入手できなかったことを明言している [YC: 190]。当たり前のことかもしれないが、史料の書き手たちが、特定のセクトの記録を「選択」して執筆していたことは、このカルマ派の記述の例からもうかがわれる。
- 28) byang ngos は辞書的には「北方」の意である。本稿で扱った 14～15 世紀成立の YC・DM・GBYT では、byang ngos の語は「西夏歴史」の冒頭と、サキヤパンディター行がコデンのもとへ赴くことを述べる部分に現れる。YC 中文訳と DM 和訳は全て「北方」、GBYT 中文訳は逆に全て「涼州」と訳す [YC 中文訳: 22; DM 和訳: 76; GBYT 中文訳: 65 など]。Sørensen 1994: 84, n. 174 は Stein 1951 の byang ngos = 「甘州」説を紹介し、根拠は示さないものの「涼州」に比定する。歴史的に見て byang ngos の語は特定の地を指す場合があり、例えば森安 1977: 39 で紹介されるペリオ将来敦煌文書 P. 2762, verso には、8 世紀末～9 世紀後半のチベット語と漢語の対照語彙集

があるが、ここでは ha si byang ngos の語に「河西一路」の漢語が付されている。これは、およそ河西回廊一帯を指しているのであろう。

さて百濟 2004 で検討され、1263 年 2 月 13 日にウイグル語からチベット語に訳されたことが判明した「梅檀瑞像中国渡来記」では、byang ngos に対応する漢語は涼州であった [百濟 2004: 77]。さらに 1252 年のパクパの手紙の執筆地である byang ngos ling chu を Szerb1980: 291 は「涼州」と解釈している。東洋文庫本『華夷訳語』西番館雑字、新補、地理門でも byang ngos は「涼州」とされており [西田 1970: 112]、13～15 世紀において bynag ngos を「涼州」と捉える例が有ったと言える。以上より、本稿では byang ngos を「涼州」と解釈する。

- 29) GBYT は c) について、「タクパオーセルはダルマパラのチャクチとしてチベット (bod) にいらっしやった」としている。しかしより古い DM・YC は「朝廷 (gong) へいらっしやった」としている。またダルマパラは至元 18 (1281) 年にチベットを出発し、翌年帝師位についたのも確実である。稲葉がすでに正しく指摘するように、この GBYT の「bod」は「gong」の誤りと考えるべきである [稲葉 1965: 125]。
- 30) ここでは「チャクチ」は、phyag phyi ではなく、chag phyi と写されている。Sørensen1994: 479 は、これを phyag phyi と解釈し、attendant の訳語を与えている。本稿もこの考えに従う。
- 31) この一族の系図は、1545-1564 年成立の『賢者喜宴』に依って作成されたものが佐藤 1964: 48 にある。YC 中文訳: 253 にも「作者祖系表」がある。
- 32) もっとも、ツルティムサンポとシャキャリンチェンデを同一人物、*rgyal rabs deb ther chen mo* を YC の一部と見なす考えもある [YC 中文訳: 254]。この場合、GSM は YC を利用したことになり、GSM の成立年代は 1376 年以降に置かねばならない。
- 33) yig は文書、shri 「使」から構成される語であり、胥吏のような者を想定するべきかもしれないが、中文訳に従いひとまず「訳師」と訳す。
- 34) RP はこの事件を木の女のトリの年 (shing mo bya lo = 乙酉: 1345 年) の事とする [RP: 165]。パクモドゥについての専論である佐藤 1963; Kuijp1991 両者とも、この記事は検討していない。
- 35) 同時代の中国においては「統治者のことば」を石刻として残す例が多く見られるが、チベットにおいては聖旨等の文書の現物は残るものの、石刻の例は知られていない。石刻文化の波及の問題と合わせて、今後考えていくべき課題の一つである [cf. 船田 2006]。

## 略号・文献目録（ABC順：本文での引用は再録ページ数による）

- 蔡巴貢嘎多吉：著；東嘎洛桑赤列：校注 1981『紅史』民族出版社。
- 蔡巴貢嘎多吉：著；東嘎洛桑赤列：校注；陳慶英・周潤年：訳 1988『紅史』  
西藏人民出版社。
- 陳得芝 1984「元代烏思藏宣慰司的設置年代」『元史及北方民族史研究集刊』8. (再録：陳得芝 2005: 101-112).
- 陳得芝 2001「再論烏思藏“本欽”」『蒙元的歷史与文化』台湾学生書局。(再録：陳得芝 2005: 281-306).
- 陳得芝 2005『蒙元史研究叢稿』人民出版社。
- 陳慶英 1992「元代烏思藏本欽紀略」『元史論叢』4. (再録：陳慶英 2006: 279-311).
- 陳慶英 1988「噶瑪巴・攘迺多吉兩次進京事略」『中国藏学』1988-3. (再録：陳慶英 2006: 422-443).
- 陳慶英 2006『陳慶英藏学論文集』中国藏学出版社。
- チョクト 2010『チングス・カンの法』山川出版社。
- 達倉宗巴班覺桑布：著；陳慶英：訳 1986『漢藏史集』西藏人民出版社。
- 大司徒絳曲堅贊：著；恰白次旦平措：主編 1986『朗氏家族』西藏人民出版社。
- 大司徒絳求堅贊：著；贊拉阿旺・余万治：訳；陳慶英：校 1989『朗氏家族史』  
西藏人民出版社。
- 党宝海 2006『蒙元駅站交通研究』崑崙出版社。
- DM: *deb ther dmar po*. [蔡巴貢嘎多吉 1981 (中文訳：蔡巴貢嘎多吉 1988; 和訳：  
稲葉正就・佐藤長 1964)].
- dpal 'byor bzang po 1985『漢藏史集』四川民族出版社。
- 船田善之 2005a「元代の命令文書の開読について」『東洋史研究』63-4, pp.  
36-67.
- 船田善之 2005b「[靈巖寺執照碑] 碑陽所刻文書を通して見た元代文書行政の  
一段面」『アジア・アフリカ言語文化研究』70, pp. 81-105.
- 船田善之 2006「[西安清真寺洪武 25 年聖旨碑] からみた元明期中国ムスリム  
の変容とネットワーク」森川哲雄・佐伯弘次：編『内陸圏・海域圏交流ネッ  
トワークとイスラム』權歌書房, pp. 65-78.
- GBYT: *rgya bod kyi yig tshang mkhas pa dga' byed chen mo 'dzam gling gsal  
ba'i me long*. [dpal 'byor bzang po 1985 (中文訳：達倉宗巴班覺桑布 1986)].
- GSM: *rgyal rabs gsal ba'i me long*. [薩迦索南堅贊 1981 (中文訳：索南堅贊：  
1985; 英訳：Sørensen 1994)].
- 稲葉正就・佐藤長 1964『フウラン・テプテル ―チベット年代記―』法蔵館。

- 稲葉正就 1965 「元の帝師に関する研究 —系統と年次を中心として—」『大谷大学研究年報』17, pp. 79-156.
- 石濱裕美子・福田洋一 2008 『聖ツォンカパ伝』大東出版社.
- KARMA: *sgrub brgyud karma kam tshang brgyud pa rin po che'i rnam par thar pa rab 'byams nor bu zla ba chu shel gyi phreng ba*. [si tu paṅ chen chos kyi 'byung gnas& 'be lo tshe dbang kun khyab 1972].
- 百濟康義 2004 「『梅檀瑞像中国渡来記』のウイグル訳とチベット訳」森安孝夫: 編『中央アジア出土文物論叢』朋友書店, pp. 71-84.
- Kuijp, L. W. J. van der, 1991: "On the Life and Political Career of Ta'i-si tu Byang-chub rgyal-mtshan (1302- ?1364)", *Tibetan History and Language. Studies Dedicated to Uray Géza on his Seventieth Birthday*, Wien, pp. 277-327.
- Martin, D. 1997: *Tibetan Histories*, London.
- 松井太 2008 「ドゥア時代のウイグル語免税特許状とその周辺」弘前大学人文学部『人文社会論叢』（人文科学篇）19, pp. 13-25.
- 森安孝夫 1977 「チベット語史料中に現われる北方民族 —DRU-GU と HOR—」『アジア・アフリカ言語文化研究』14, pp. 1-48.
- 中村淳 1993 「元代法旨にみえる歴代帝師の居所 —大都の花園大寺と大護国仁王寺—」『待兼山論叢』27（史学篇）, pp. 57-82.
- 中村淳 2005a 「山東靈巖寺大元国師法旨碑」『駒沢史学』64, pp. 29-43.
- 中村淳 2005b 「元代チベット命令文の総合的研究にむけて」『駒澤大学文学部研究紀要』63, pp. 35-56.
- 中村淳 2010 「モンゴル時代におけるパクパの諸相 —大朝国師から大元帝師へ—」『駒澤大学文学部研究紀要』68, pp. 35-69.
- 西田龍雄 1970 『西番館訳語の研究』松香堂.
- 乙坂智子 1986 「リゴンバの乱とサキヤバ政権 —元代チベット関係史の一断面—」『仏教史学研究』29-2, pp. 59-82.
- Petech, L. 1990: *Central Tibet and the Mongols*, Rome.
- 仁慶扎西 1986 「西平王府今地考」『青海社会科学』1986-6. (再録: 仁慶扎西 1989: 74-80).
- 仁慶扎西 1989 『仁慶扎西藏学研究文集』天津古籍出版社.
- Richardson, H. E. 1958: "The Karma-pa Sect. A Historical Note. Part I", *Journal of the Royal Asiatic Society*, 1958-3&4, pp. 139-164+5pls.
- RP: *rlangs po ti bse ru*. [大司徒絳曲堅贊 1986 (中文訳: 大司徒絳求堅贊 1989)].
- 薩迦索南堅贊 1981 『西藏王統記』民族出版社.
- 佐藤長 1963 「元末明初のチベット状勢」佐藤長・田村実造: 編『明代滿蒙史

- 研究』京都大学文学部。(再録:佐藤長 1986: 89-171).
- 佐藤長 1964 「ダルマ王の子孫について」『東洋学報』46-4。(再録:佐藤長 1986: 43-88).
- 佐藤長 1978 『チベット歴史地理研究』岩波書店.
- 佐藤長 1986 『中世チベット史研究』同朋舎.
- 沈衛榮 1988 「略論元与元以前の沙魯派」『中国藏学』1988-3, pp. 62-76.
- 釈迦仁青岱 1988 『雅隆覺沃教史(藏文版)』四川民族出版社.
- 釈迦仁欽徳: 著; 湯池安: 訳 2002 『雅隆尊者教法史』西藏人民出版社.
- si tu paṅ chen chos kyi 'byung gnas& 'be lo tshe dbang kun khyab 1972: *History of the Karma Bka' brgyud pa Sect*, New Delhi.
- Sørensen, Per K. 1994: *Tibetan Buddhist Historiography: The Mirror Illuminating the Royal Genealogies: An Annotated Translation of the XIVth Century Tibetan Chronicle: rGyal rabs gsal ba'i me long*, Wiesbaden.
- STAG: GBYT: 400-419.
- Stein, R. A. 1951: "Mi-ñag et Si-hia", *Bulletin de l'École Française d'Extrême-Orient*, XLIV, pp. 223-265.
- 索南堅贊: 著; 劉立千: 訳注 1985 『西藏王統記』西藏人民出版社.
- Szerb, J. 1980: "Glosses on the oeuvre of bla-ma 'Phags-pa: I", *Tibetan Studies in Honour of Hugh Richardson. Proceedings of the ISTS*, Oxford, pp. 290-300.
- Tucci, G. 1949: *Tibetan Painted Scrolls*, 3vols. (rep. Kyoto, 1980, 2vols).
- 若松寛 1988 「『紅史』著作年次考」『京都府立大学学術報告(人文)』40, pp. 27-32.
- 王堯 1993 「山東長清大靈巖寺大元国師法旨碑考釈補証」中央民族学院藏学研究所: 編『藏学研究』pp. 243-269.
- 山本明志 2008 「モンゴル時代におけるチベット・漢地間の交通と站赤」『東洋史研究』67-2, pp. 95-120.
- 山本明志 2009 「チベットにおけるジャムチの設置」『日本西藏学会会報』55, pp. 3-13.
- YC: *yar lung jo bo'i chos 'byung*. [釈迦仁青岱 1988 (中文訳: 釈迦仁欽徳 2002)].
- 張雲 1998 『元代吐蕃地方行政体制研究』中国社会科学院出版社.

## SUMMARY

## The Tibetan Envoys to the Mongol-court between the Thirteenth and the Fourteenth Centuries: An Analysis of the Tibetan Sources

Meishi YAMAMOTO

The influences of the Mongol Empire covered almost all over Eurasia in the 13<sup>th</sup> -14<sup>th</sup> centuries. The Tibetans also changed their social systems under the influences. In this period, Tibetan local leaders frequently dispatched the envoys to the Mongol court. This article deals with the features of these envoys.

Most of the previous studies on the period have used the sources which were compiled in the later periods, for example *deb ther sngon po*: 1476-1478, *deb ther dmar po gsar ma*: 1538, *mkhas pa'i dga' ston*: 1545-1564, *rdzogs ldan gzhon nu'i dga' ston*: 1643 etc. However, in some cases, these sources change the original forms. This article examines such Tibetan sources before the middle of the 15<sup>th</sup> century as *deb ther dmar po*: 1346-1363, *yar lung jo bo'i chos 'byung*: 1376, *rgya bod yig tshang*: 1434 etc.

Firstly, by examining *The History of stag sna rdzong pa* included in *rgya bod kyi yig tshang*, the author shows that a single family dispatched five envoys to the Mongol court through their four generations. There are two features about the envoys. i) Some of them held the rank of *phyag phyi*: "an attendant, a servant", with which they traveled to the court accompanied with lamas. ii) They got the edicts at the court which secure their estates in their homeland.

Secondly, the author points out that these features are seen in the other Tibetan sources in the 14<sup>th</sup> century. One is in the biography of 4<sup>th</sup> karma-pa included in *deb ther dmar po*, and the other is in the history of the royal house of ya-rtse included in *yar lung jo bo'i chos 'byung*.

The author concludes that holding the rank of "*phyag phyi*" had merits on their activities because it enabled them to use the post station system (*jam*) when they took journeys with lamas. In addition, the imperial edicts granted to them played important roles for the Tibetan local leaders when territorial troubles occurred among them.